



裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年1月23日付けで提起された、処分庁が[REDACTED]で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、申請日に遡って保護を開始することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要約すると次のとおりであり、請求人はこれらの点から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

[REDACTED]に、稼働能力活用に係る指導指示義務違反を理由とする保護廃止通知を受け取った後、[REDACTED]を受けていたことを思い出した。

[REDACTED]の後遺症のために、記憶力や気力の低下が生じていると思われるので、専門医を受診して、そのことがはっきりするまで保護を受けさせてほしい。

[REDACTED]した際には、前回の保護受給

時に連絡が取れなくなっていたことを心から詫びた。

その後、いくつか面接に行き、就職の努力をしたが、電話がなくて連絡がとれないことなどを理由に、就職できなかった。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由の要旨は、要約すると次のとおりである。

請求人の生活歴や就労歴、求職活動歴からは、検診命令を行うまでもなく、請求人は稼働能力を十分に有すると判断できる。

請求人の [redacted] 及び [redacted] の家庭訪問時の言動から、連絡の忌避や虚偽の申告、就労についての努力不足は、病気が原因とは考えがたい。

[redacted] の [redacted] に面接予約があると訴えているが、能力活用について特段の努力があったとは認められない。

請求人からの保護申請は、[redacted] [redacted]、保護の要件を欠くものとして申請を却下した本件処分は妥当である。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明書に対し、請求人から反論書が提出された。その趣旨は、要約すると次のとおりである。

請求人は、[redacted] [redacted] 知人から、[redacted] の後遺症ではないかと指摘されており、事実を知りたい。

携帯電話を落としてしまって連絡が取れないことや、[redacted] [redacted] 就職活動をしなくても断られてしまう。[redacted] [redacted] があまりなくても、[redacted] が足りなくても続けられる就職先を見つけるのは困難である。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、[redacted] から生活保護を受給していたこと。

- 2 処分庁は、請求人に対し、稼働能力活用に係る指導指示義務違反を理由として、[redacted]を廃止日とする生活保護の廃止処分を行ったこと。
- 3 請求人は、[redacted]から再度、生活保護を受給していたこと。
- 4 処分庁は、請求人に対し、稼働能力活用に係る指導指示義務違反を理由として、[redacted]を廃止日とする生活保護の廃止処分を行ったこと。
- 5 [redacted] 請求人は、3回目となる生活保護の申請を行ったこと。申請に際し、保護申請書の「保護の開始を必要とする事由」の欄に [redacted] [redacted]と記載するとともに、[redacted]の影響により記憶力や集中力が低下していると思われるため、専門医へ受診したい旨を伝えたこと。
- 6 [redacted]、処分庁は、請求人宅に家庭訪問を行ったこと。処分庁は請求人から、前回の廃止後に相談した知人から何か病気があるんじゃないかと言われ、[redacted]の時に [redacted]ことを思い出して打ち明けたところ、記憶障害等の後遺症のことを教えられた旨を聴取したこと。また、請求人の求職活動について、知人に言われて1件応募し、面接を受けた旨を聴取したこと。
- 7 [redacted] 処分庁はケース診断会議を実施し、請求人の保護申請を却下する方針を決定したこと。
- 8 処分庁は [redacted]付けで、請求人の保護申請却下処分を行い、請求人に対し、保護申請却下通知書を発出したこと。保護申請却下通知書には、却下の理由として [redacted] [redacted]と記載されていること。
- 9 請求人から [redacted]付けで本件審査請求が提起されたこと。
- 10 処分庁から [redacted]付けで弁明書が提出されたこと
- 11 請求人から [redacted]付けで反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

1 生活保護法（以下「法」という。）第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、能力の活用が保護の要件であることを規定している。

2 稼働能力の活用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。）第4において、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させることとされている。

3 稼働能力を活用しているか否かの判断については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4-1において、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている。

このうち、稼働能力があるか否かの評価については、局長通知第4-2において、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこととされている。

また、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、局長通知第4-3において、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が上記局長通知第4-2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこととされている。

さらに、就労の場を得ることができるか否かの評価については、局長通知第4-4において、局長通知第4-2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこととされている。

4 法第28条第1項は、調査及び検診について「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と規定している。

5 さらに、検診命令については、局長通知第11-4-(1)において、保

護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるときは、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずることとされている。

6 廃止した者から再申請があった場合の取り扱いについては、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問10-3において、稼働年令層の者であって、疾病等就労の阻害要因がないにもかかわらず、再三の指導指示にも従わなかったため、能力不活用により廃止した者から能力活用について特段の努力もなされないまま直ちに再申請があった場合には、能力活用について努力していることが具体的に明らかでない場合は、保護要件を欠くものとして申請を却下することとして差し支えないとされている。

7 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

処分庁は、本件処分は、別冊問答集に基づく適正なものと主張している。確かに、上記第5-6のとおり、別冊問答集問10-3においては、稼働年令層の者であって、疾病等就労の阻害要因がないにもかかわらず、再三の指導指示にも従わなかったため、能力不活用により廃止した者から能力活用について特段の努力もなされないまま直ちに再申請があった場合には、能力活用について努力していることが具体的に明らかでない場合は、保護要件を欠くものとして申請を却下することとして差し支えないとされている。

しかしながら、本件処分に係る保護申請に当たっては、請求人から[]の[]の後遺症が就労の阻害要因になっている可能性がある旨の申し出がなされ、就職活動についても、申請前後に一件応募し、面接を受けた旨の申し出がなされている。このため、請求人に疾病等の就労阻害要因がないこと、及び、能力活用について特段の努力がなされていないことについては、改めて、必要な調査、検討を行った上で判断することが必要である。

これはすなわち、請求人が稼働能力を活用しているか否かについて、改めて必要や調査、検討を行い、適正な評価を行う必要があるということである。稼働能力を活用しているか否かについては、上記第5-3のとおり、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされていることから、以下、この観点から検討する。

(1) 請求人に稼働能力があるか否かについて

請求人は、第1-2のとおり、[]の後遺症のために、記憶力や気力の低下が生じていると思われるので、専門医を受診して、そのことがはっきりするまで保護を受けさせてほしいと主張している。これに対し処分庁は、

第2のとおり、請求人の過去2回の保護受給期間の行動及び[redacted]の家庭訪問時の言動から、連絡の忌避や虚偽の申告、就労についての努力不足は、病気が原因とは考えがたいと主張している。

上記第5-3のとおり、稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこととされている。

さらに、上記第5-5のとおり、保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるときは、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずることとされている。

処分庁は、本件却下処分の際し、保護申請の際に請求人から[redacted]の後遺症が就労阻害要因になっている可能性がある旨を聴取しながら、検診命令や嘱託医協議等の医学的な面からの専門的な調査、検討を行っていない。そのため、請求人に稼働能力があるか否かについて、客観的かつ総合的な評価がなされているとは認められない。

(2) 稼働能力を活用する意思があるか否かについて

請求人は、第1-2及び第3のとおり、就職の努力はしているが、断られてしまうと主張している。処分庁は、第2のとおり、特段の努力があったとは認められないとしているが、その論拠は示されていない。

ところで、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、上記第5-3のとおり、求職活動状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、局長通知第4-2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて行うこととされている。

つまり、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を適正に行うには、その前提として、稼働能力があるか否かについての評価が適正に行われていなくてはならない。

上記第5-7-(1)のとおり、処分庁は、請求人に稼働能力があるか否かについて客観的かつ総合的な評価を行っているとは認められないことから、稼働能力を活用する意思があるか否かについての評価も、適正に行われているとは認められない。

(3) 就労の場を得ることができるか否かについて

請求人は、第3のとおり、請求人が就労を続けられる就職先を見つけるのは困難であると主張している。処分庁は、第2のとおり、請求人の生活歴や就労歴、求職活動歴からは、請求人は稼働能力を十分に有すると判断できるとしており、本件処分にあたって、請求人が就労の場を得ることができるか否かについて特段の検討は行っていない。

就労の場を得ることができるか否かについての評価については、上記第5-3のとおり、局長通知第4-2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこととされている。

このため、就労の場を得ることができるか否かについての評価も、稼働能力があるか否かについての評価が適正に行われることが前提となる。

上記第5-7-(1)のとおり、処分庁は、請求人に稼働能力があるか否かについて客観的かつ総合的な評価を行っているとは認められないことから、就労の場を得ることができるか否かについての評価も、適正に行われているとは認められない。

以上より、本件処分は、処分庁が必要な調査、検討を十分に実施しないまま、請求人が稼働能力を活用しているか否かについての評価を行い、その評価に基づいて決定されたものであるため、取り消すべきものと認められる。

第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年3月21日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

